

がんばる漁業・養殖業復興支援事業のうち、
がんばる漁業の手引き

令和8年4月

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

※本手引きは随時、内容等を更新しますので、常に水漁機構 HP をご確認ください。

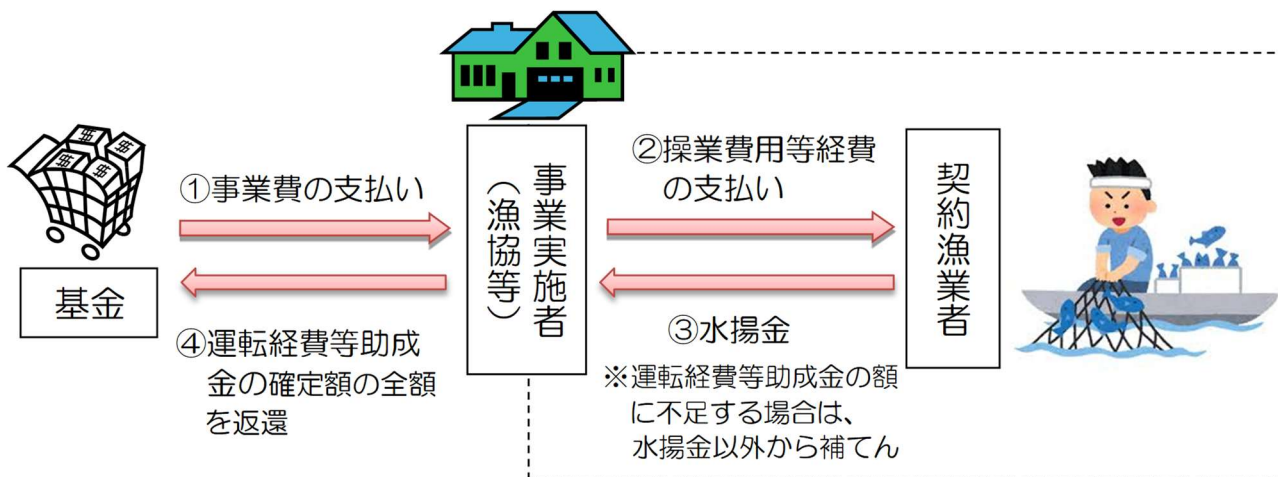
《 目 次 》

1. 「がんばる漁業」とは？	1
2. がんばる漁業に関する基本情報	3
3. がんばる漁業を実施するためには（その1）	
～「復興計画」作成から認定までの手続き～	5
4. がんばる漁業を実施するためには（その2）	
～がんばる漁業事業実施にあたっての諸手続き～	6
5. 事業経費の支払いについて	9
6. がんばる漁業の助成対象経費について	13
7. よくある質問と回答	16
お問い合わせ先	巻末

1. 「がんばる漁業」とは？

東日本大震災で悪影響を受けた漁業者の生産活動の再開に向け、生産体制の改革等を通じた経営の安定化及び収益性の高い操業・生産体制への転換等を推進し、より厳しい環境下でも持続可能な漁業経営の実現を目指す取組みに必要な経費を助成します。

事業の仕組み



- ① 事業実施者に、がんばる漁業を実施するために必要な事業費を支払います。
- ② 事業実施者は、実際に操業を行う漁業者と契約を結び、漁業者の操業に必要な経費を支払います。
- ③ 漁業者は、漁業操業契約を守って操業を行い漁獲物を水揚げし、事業実施者は、水揚金の管理をします。
- ④ 事業実施者は、管理している水揚金から運転経費等助成金の確定額を返還します。
※水揚金 \geq 運転経費等助成金の額に不足する場合は、不足分は事前の取り決め等に従って漁業者が事業実施者経由で補てんします。

上記事業の仕組みは、【補助金方式】の仕組みを説明しています。

(⇒詳しくは、10～11 ページ)

※ なお、事業タイプ1. 漁業の収益性の向上の事業で、従業員若しくは漁家子弟が独立して事業を活用する場合のみ、上記の【補助金方式】、又は、赤字額（総事業費－事業管理費－返還対象額と水揚金の差額）の1/3等と水揚金の合計額を返還する仕組みである【赤字補てん方式】のどちらかを選択することができます。

(ただし、【赤字補てん方式】による返還方式は、計画策定前に選択する必要があります。一度選択をして認定を受けた後の変更はできません。)

(⇒詳しくは、11～12 ページ)

事業のポイント

(⇒詳しくは、10～15ページ)

【漁業者】

- 操業費用等経費には、漁船や漁網などの減価償却費や漁船保険料、人件費などが含まれており、これに補助率をかけて操業費用等補助金を算出します。この補助金は、事業実施者から毎月分割して漁業者に支払う仕組みです。この補助金は、返還不要です。
- 操業に係る燃油費やえさ代、氷代、販売費等の運転経費は、全て事業実施者が立替払いし、使用した運転経費については、相当額を水揚金により返還していただく仕組みです。
- 水揚金が返還すべき運転経費を下回る場合は、漁業者の責任で補てんしていただきます。水揚金が運転経費を上回る場合には、上回った部分は漁業者が受け取ることが出来ます。
事前に事業実施者と漁業者との間で取り決めを行っておくことをお勧めします。

【漁協等】（事業実施者）

- 経費や水揚金は、漁協等の事業実施者が管理します。
事業期間中、漁協等は、操業費用等補助金の受け払いや運転経費等助成金の管理を行います。燃油費やえさ代、氷代、販売費等を水漁機構からの概算払いで支払い、併せて水揚金の管理も行います。漁業者の水揚金は、1事業期間終了まで全て事業実施者が管理します。
- 漁協等が所有する共同利用施設等の利用料は、今まで通り徴収することができます。
漁協等所有の漁船を利用して操業を行う場合には、その漁船の利用料を支払うことになります。がんばる漁業では、この漁船利用料も操業費用等経費の対象になっています。
- 漁協等が、経費や水揚金の管理を行うなど事業運営に必要な事業管理費については、総事業費の2%以内の額を漁協等に対して補助します。
また、新たにがんばる漁業専任の経理担当者を配置する場合には、その者の人件費相当額を加算できます。

2. がんばる漁業に関する基本情報

事業対象者

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故等の影響を受けて、漁業経営に支障を来している漁業者、または、それらの従業員であって新たに漁船漁業に着業する者（漁家子弟又は計画策定年度において当該者と雇用契約を有する者）が対象です。

がんばる漁業に取り組むための条件（採択要件）

被災地域の漁業の振興に資する「復興計画」を作成し、漁業に関する有識者等からなる「中央協議会」（⇒詳しくは5ページ）で認定を受けると、がんばる漁業に取り組むことができます。

事業タイプの選択について

がんばる漁業は、次の2つの事業タイプのいずれかで取り組むこととなります。

事業タイプにより、事業の趣旨や設定する目標、操業費用等経費に対する補助率、助成される期間等の取扱いが異なります。

区分	1. 漁業の収益性向上の事業	2. 福島県沿岸における漁業の生産回復の事業
(1) 事業の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ① 省エネ高性能漁船等新船を導入し、次世代船建造が可能となる収益性の向上を図る。 ② 既存船を活用し、漁業の償却前利益の確保を目標とした安定的な生産体制の構築を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故等の影響を受け、漁業再開後に漁獲量の回復に取り組む漁業者等が、新船の導入又は既存船の活用により、漁獲量を震災前の5割以上へ回復させることを目標とした生産体制の構築により、漁業の復興を推進する。
(2) 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ① 福島県に住所又は事業所を有する漁業者 ② 近隣県※に住所又は事業所を有し、サケ、スルメイカ、サンマ等の長期的不漁の影響を受けている者であって、操業・生産体制の改革により収益性向上に取り組もうとする漁業者 ③ 近隣県※に住所又は事業所を有し、10%以上の収益性の向上を目指す漁業者 (操業水域に条件あり) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 福島県に住所又は事業所を有する漁業者（震災前漁獲量の5割以上への回復を目指す沿岸漁業者及び沖合底びき網漁業者） ② 隣県※に住所又は事業所を有し、原発事故以前に福島県沖での操業実績を有する沿岸漁業者及び沖合底びき網漁業者であって、原発事故の影響により中断していた福島県沖の操業を計画的に再開しようとする漁業者又は当該漁業者が所属するグループ
(3) 対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ① 福島県 ②③※近隣県（青森県、岩手県、宮城県、茨城県、千葉県） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 福島県 ②※隣県（茨城県、宮城県）

区分	1. 漁業の収益性向上の事業	2. 福島県沿岸における漁業の生産回復の事業
(4) 助成期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ (2)の②③の対象者が、既存船を活用して事業を実施する場合は、助成期間は2年間。 ・ 新船若しくは(2)の①の対象者の場合は、助成期間は3年間。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成期間は、3年間。
(5) 補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・ (2)の①②の対象者の場合、新船 1/3、既存船 2/3。 ・ (2)の③の対象者の場合、新船・既存船ともに 1/3。 (この場合、人件費の取扱いに注意。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率は、新船 1/2、既存船 2/3。

事業の内容について

復興計画を作成し、がんばる漁業に取り組む内容は、次のとおりです。

取り組み内容		
設定する目標	前記(1)事業の趣旨に沿った目標設定を行う。	
復興計画の期間	1事業期間を1年以内とし、5年間	
助成内容		
補助金方式	水揚金が <u>運転経費等助成分</u> の額を下回った場合の取扱い	運転経費等助成分について、水揚金等で返還する。不足分は事業実施者(漁協等)と操業契約を結んだ漁業者が補てんする。
	水揚金額が <u>運転経費等助成分</u> を上回った場合の取扱い	運転経費等助成分を返還し、残った水揚金は、事業の精算後に漁業者が受け取れる。
赤字補てん方式	水揚金額が返還対象額※を下回った場合の取扱い	差額(赤字分)の一部を基金から助成する。 【助成率】赤字分の2/3(既存船)、同1/3(新船) ・つまり、既存船の例では、赤字分の1/3と水揚金の合計額を返還すれば足りることになる。
	水揚金額が返還対象額※を上回った場合の取扱い	対象返還額を水揚金等で返還したのち、以下のいずれかを選択できる。 ①漁業者は、差額(黒字部分)の全額を受け取り、事業を終了する。 ②漁業者は、新船の場合、差額(黒字分)の9/10、既存船の場合、同1/2を国に返還し、事業を継続できる。

※1 返還対象額とは、「総事業費(操業費用等経費+運転経費)-事業管理費」である。

※2 すべてにおいて、事業管理費は返還対象外である。

3. がんばる漁業を実施するためには（その1）

～「復興計画」作成から認定までの手続き～

がんばる漁業を実施するためには、まずは、被災地域の漁業の振興に資する取組みをまとめた「復興計画」を作成し、「中央協議会」での認定を受けることが必要となります。

手順1. 地域復興プロジェクトを設置する。

地元の漁協、加工業者、流通業者、行政、研究者などで構成する地域復興プロジェクト（以下、「地域復興プロジェクト」という。）を設置し、地域復興協議会（以下、「地域協議会」という。）を立ち上げます。



地域プロジェクトの立ち上げにあたっては、設置要綱を定め、水産庁長官の承認を得る必要があります。

※地域協議会の運営や復興計画の作成にかかる経費は、基金から助成します。毎年度、地域協議会の運営計画や助成金の交付について申請をし、年度終了後に実績を報告していただきます。（⇒詳しくは9ページ）

手順2. 「復興計画」を作成する。

地域協議会が、復興計画を作成します。復興計画の中には、実際に操業を行う予定の漁業者についても明記していただきます。

《復興計画の作成にあたってのポイント》

- ①どの事業タイプを活用できるかを見極め、それに沿って準備を進めること。
- ②対象となる漁業が震災により受けた悪影響の内容や因果関係を示し、かつ、被災した地域の漁業の復興に必要なものであることを示すこと。
- ③対象となる漁業が地域にとって重要な漁業であり、取組み後の未来を見据えたものであることを示すこと。
- ④取組みの内容と、その取組みが収益性の改善又は生産回復につながることを示すこと。
※具体的な取組事項については（よくある質問と回答）を参照
- ⑤復興計画が終了する5年以内に、収支の改善が見込める計画を立てること。

手順3. 「中央協議会」で復興計画の認定を受ける。

復興計画は、中央協議会において認定を受ける必要があります。計画が認定されれば、この計画を水産庁長官に申請し承認を得てから、がんばる漁業事業を開始する準備に入ります。

※ 認定された復興計画の内容が変更となる場合は、再度、中央協議会に諮る必要があります。復興計画の内容が変更となる可能性が生じた場合は、速やかに水漁機構までご相談ください。

《中央協議会とは？》

水漁機構が設置した、復興計画を審査・認定する第三者からなる機関です。

漁業・養殖業に係る有識者、研究者、経営・流通等の様々な分野の専門家が委員となり、復興計画の審査を行います。

4. がんばる漁業を実施するためには（その2）

～がんばる漁業実施にあたっての諸手続き～



事業実施者（漁協等）は、認定された復興計画（以下、「認定復興計画」という。）に基づいて、5年間がんばる漁業を実施します。がんばる漁業の実施においては、1年ごとにがんばる漁業事業実施計画を作成し、それに沿って事業を進め、各事業期間終了後には実施状況を報告します。

手順4. がんばる漁業事業実施計画の作成

認定復興計画に基づき、1年ごとの事業実施計画を作成します。
助成対象経費については、13～15ページをご参照ください。

手順5. がんばる漁業事業実施計画などの申請

手順4で作成した事業実施計画と添付書類を、水漁機構を通じて水産庁へ申請し承認を受けます。

《添付書類》

- | | |
|------------------|------------------|
| ①操業経費の見積書・査定書 | ②事業費の算出根拠資料 |
| ③事業実施者との操業契約書（案） | ④漁業者に関する資料（住民票等） |
| ⑤漁船に関する資料（漁船原簿等） | ⑥その他（船舶使用承諾書など） |

手順6. 助成金（事業費）の交付申請手続き

手順5の手続きが完了したら、助成金の交付の時期や金額に関する申請を行います。
なお、事業費は必要に応じて、事前にお支払いすることができます（概算払い）。

手順7. がんばる漁業事業の開始

手順6の手続きが完了したら、いよいよ事業開始となります。漁業者と漁協等との間で操業契約を正式に締結し、事業を開始します。

手順8. がんばる漁業事業の実施状況報告

助成期間中は、1事業期間（1年間）が終了したら、事業費の取りまとめを行い、がんばる漁業の実施状況について、水漁機構を通じ、水産庁へ報告します。

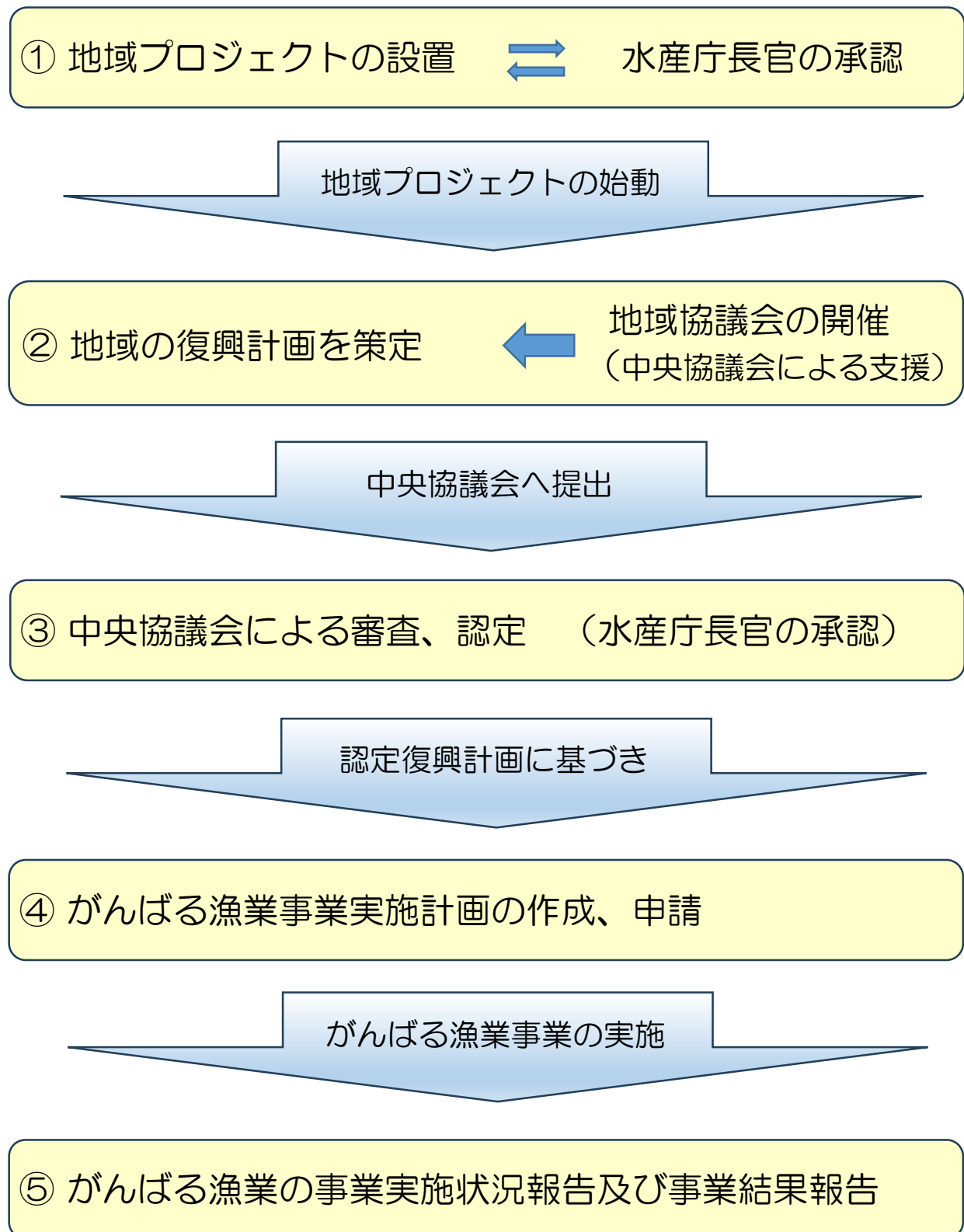
手順9. がんばる漁業の事業結果報告

復興計画期間の5年間、毎事業期間終了後に、各取組みに係る取りまとめを行い、がんばる漁業の事業結果について、水漁機構を通じ、水産庁へ報告します。

上記手順4～9については1事業期間（1年間）ごとに、毎年行います。

以上の手続きをまとめると、以下のようになります。

〈地域プロジェクトの設置から計画認定・事業実施までの流れ〉



手続きに関する提出書類一覧

様式名	関連する 手順番号	様式番号
地域復興プロジェクト設置申請書	手順1	運営要領【別記様式13号】
地域復興プロジェクト設置要綱（例）		（別紙様式例2）
地域復興プロジェクト運営事業実施計画承認申請書		運営要領【別記様式14号】 「みどりチェック」チェックシート添付
地域復興プロジェクト運営事業助成金交付申請書		運営要領【別記様式8号】
地域復興プロジェクト運営事業概算払請求書		運営要領【別記様式10号】
地域復興プロジェクト運営事業精算払請求書		運営要領【別記様式11号】
地域復興プロジェクト運営事業実施結果報告書		運営要領【別記様式15号】 「みどりチェック」チェックシート添付
復興計画書	手順2	運営要領【別添1】【別添2】
地域復興プロジェクト復興計画の認定申請書	手順3	運営要領【別記様式16号】
地域復興プロジェクト復興計画の変更申請書		運営要領【別記様式17号】
がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施計画申請書	手順4 手順5	実施要領【別記様式1号】
漁業操業に関する契約書（例）		【参考：漁業操業契約書等の例】
がんばる漁業・養殖業復興支援事業助成金交付申請計画書	手順6	実施要領【別記様式4号】
がんばる漁業・養殖業復興支援事業概算払請求書		実施要領【別記様式6号】
がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施状況報告書	手順8	実施要領【別記様式2号】
がんばる漁業・養殖業復興支援事業に係る助成金精算報告書		実施要領【別記様式7号】
がんばる漁業・養殖業復興支援事業結果報告書	手順9	実施要領【別記様式3号】

※各書類の様式については、下記の実施要領からご参照ください。

＜運営要領＞ ⇒ 漁業・養殖業復興支援運営事業実施要領

＜実施要領＞ ⇒ がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施要領

事業に関する各種申請等は、

「特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構（水漁機構）」を通じ、
水産庁に提出します。

5. 事業経費の支払いについて

(1) 地域プロジェクトの運営経費の支払いについて

地域協議会の開催などにかかる運営経費は、基金から助成します。運営経費は、所定の手続きにより事前払い（概算払い）が可能です。

【対象となる運営経費例】

- 地域協議会や部会等の会議の開催経費
- 地域協議会に参加する委員等の謝金、旅費等
- 取組みに関する調査・研究費
- 印刷代や紙代等の資料作成経費 等

※ただし、飲食費は対象にできません。

【手続き方法】※②～⑤の手続きは毎年度ごとに行います。

- ① 地域復興プロジェクトを立ち上げる。
地域協議会や事務局の構成員を設置要綱で定め、所定の様式により水産庁に申請し承認を受けます。
- ② 年度ごとに、1年間の運営事業実施計画を作成し、水産庁の承認を受ける。
1年間の地域協議会の開催予定や必要な運営経費を整理し、所定の様式により水産庁に申請し承認を受けます。
- ③ 運営経費の概算払い請求の手続き（必要に応じて）
水漁機構に相談のうえ、所定の様式により運営経費の概算払いを受けることができます。
- ④ 1年間の運営事業の実施結果を報告する。
1年間の地域協議会の開催状況や運営経費をまとめ、所定の様式により水産庁に報告します。
- ⑤ 運営経費の支払い手続きを行う。
所定の様式により、地域復興プロジェクトにかかった運営経費の支払いを請求し、助成を受けます。

(2) がんばる漁業にかかる事業費の支払いについて

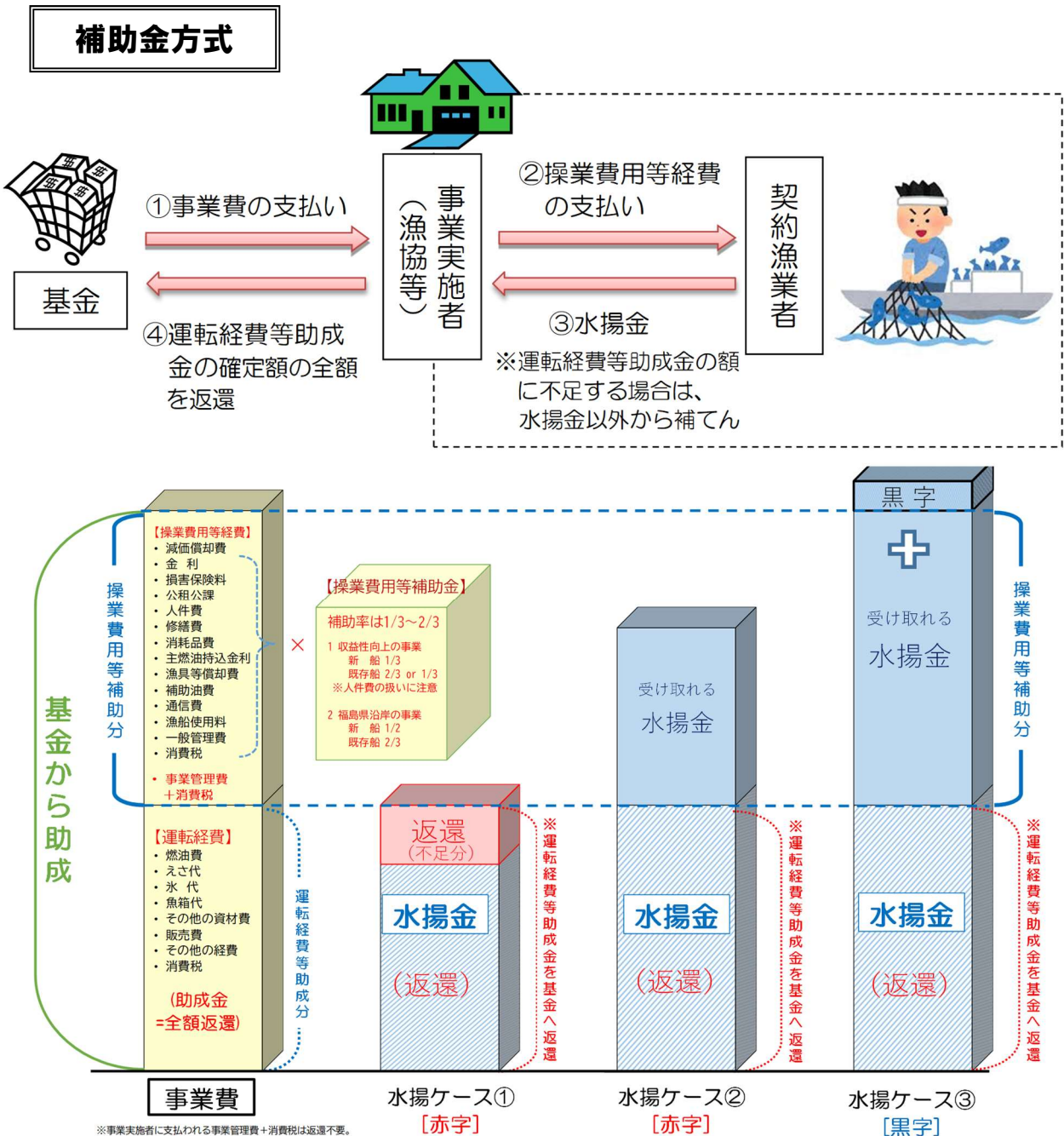
事業費の概算払いについて

がんばる漁業は、操業費用等補助金（事業管理費を含む）及び運転経費等助成金の事業費を基金から支払い、そのうち運転経費等助成金については、水揚金等により全額返還していただく仕組みとなっています。

事業費は必要に応じ、事前にお支払いすることができます（概算払い）。がんばる漁業事業実施計画の承認を受けた後、所定の手続きにより概算払いの手続きを行ってください。

事業費の額の確定について

1事業期間（1年間）が終了すると、その期間に使った事業費を確定する作業が行われます（これを「額の確定」といいます）。この作業により確定した運転経費等助成金を返還していただくことになります。

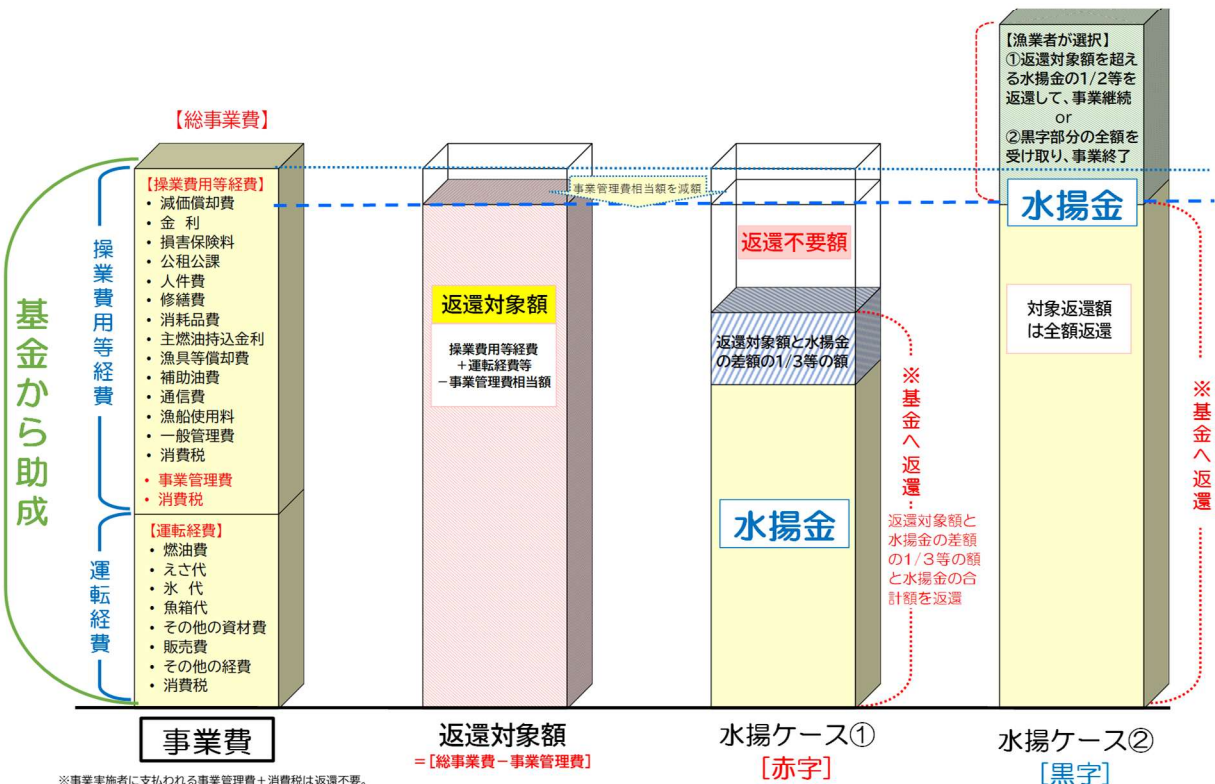
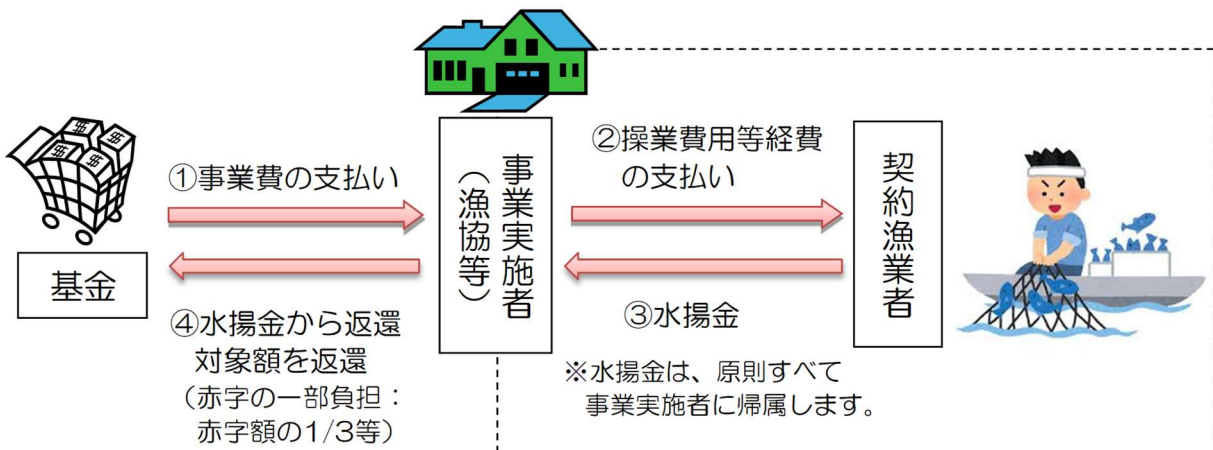


《補助金方式の考え方》

- ① 操業費用等補助金は、操業費用等経費（⇒詳しくは、14～15ページ）をもとに、事業タイプごとに1/3～2/3の補助率により補助金が算定され、基金から事業実施者（漁協等）を通じて漁業者に支払われます。支払われた補助金は、原則返還不要です。
※人件費の扱いは、事業タイプにより異なりますので注意してください。
- ② 運転経費（⇒詳しくは、13ページの2～9）は、1年間の必要額を基金より一旦助成しますが、事業終了後水揚金から全額返還します。水揚金で返還できない場合、不足分は事前の取り決め等に従って漁業者が別途用立てし、事業実施者経由で補てんします。
- ③ 水揚金が運転経費を上回った場合は、上回った分の金額は漁業者が受け取ることができます。

赤字補てん方式

※「漁業者の元従業員（又は漁家子弟）が新たに漁業を営む場合」であって、事業タイプ1の漁業の収益性向上の事業の場合のみ、【赤字補てん方式】の選択ができます。



※事業実施者に支払われる事業管理費+消費税は返還不要。

《赤字の場合》

- ① 確定した事業費のうち、事業管理費を除いた金額が、水揚金により「返還すべき金額（返還対象額）」になります。
- ② 実際の水揚金額が返還対象額を下回った場合（＝赤字の場合）、赤字分の一部（新船：1/3、既存船：2/3）は国が助成しますが、赤字分の残額（新船：2/3、既存船：1/3）は事業実施者が負担することになります。
国の助成率：赤字分の2/3（既存船）、1/3（新船）
- ③ したがって、事業実施者が返還する金額は、「水揚金額＋赤字分の1/3（既存船）、2/3（新船）」となります。
- ④ 「赤字分のうち事業実施者が負担する額」については、実施要領に定めるとおり、事業実施者が契約漁業者と協議のうえ、契約漁業者に負担していただくことが可能ですので、水揚金額が事業費を下回った場合の負担について、あらかじめ関係者で取り決めを行うことが必要です。

《黒字の場合》

水揚金額が事業費を上回り黒字になった場合には、次のA又はBのように2つの選択肢があります。

- ① 確定した事業費のうち、事業管理費を除いた金額が、水揚金により「返還すべき金額（返還対象額）」になります。
- ② 実際の水揚金額が返還対象額を上回った場合（＝黒字の場合）、事業実施者は黒字分の取り扱いについて、以下のいずれかを選択できます。

- A. 黒字分全額を契約漁業者の報奨金とし、がんばる漁業を**終了**する。
 - B. 黒字分の1/2（既存船）又は9/10（新船）を国に返還して、がんばる漁業を**継続**する（国に返還した後の残額は、契約漁業者への報奨金として使っても構いません）。

- ③ ②でAを選択した場合、事業実施者が返還する額は、水揚金額のうち返還対象額相当分になります。

②でBを選択した場合、事業実施者が返還する額は、水揚金額のうち「返還対象額＋黒字分の1/2（既存船）又は9/10（新船）」となります。

6. がんばる漁業の助成対象経費について

がんばる漁業の助成対象経費は以下のとおり（1及び10・11は操業費用等補助金、2～9は運転経費等助成金）です。

（養殖業との兼業を行う場合にあっては、別途ご相談ください。）

1. 契約漁業者へ支払う操業費用等経費（⇒詳しくは、14～15ページ）

- ①減価償却費（操業に必要な漁船等に係る減価償却費）
- ②金利（漁船建造借入金に係る金利）
- ③損害保険料（漁船保険料及び漁業施設共済掛金）
- ④公租公課（漁船に係る固定資産税）
- ⑤人件費（給与費、航海日当、食料費、船員保険料及び福利厚生費の額の合計額）
- ⑥修繕費（操業に必要な漁船等に係る修繕費）
- ⑦消耗品費
- ⑧主燃油持込金利
- ⑨漁具等償却費（漁具・漁網及び搭載機器等の償却費の合計額）
- ⑩補助油費
- ⑪通信費
- ⑫漁船使用料
- ⑬一般管理費（上記①から⑫までの金額の合計額に8%を乗じて得た額）
- ⑭消費税（上記①から⑬までの金額の合計額に消費税率を乗じて得た額）

2. 燃油費 当事業実施のために要した漁船運航に係る重油、軽油等の油代

3. えさ代 漁獲に要したえさ代（撒き餌代を含む。）

4. 氷代 船上及び陸上（市場内に限る。）での漁獲物鮮度保持に要した氷代

5. 魚箱代 船上及び陸上での漁獲物の運搬・選別・出荷・販売に要した容器代

6. その他の資材費 船上及び陸上（市場内に限る。）での漁獲物鮮度保持に要した資材費（氷代を除く。）並びに船上及び陸上での漁獲物の運搬・選別・出荷・販売に要した資材費（魚箱代を除く。）

7. 販売費 市場売りの場合における当該市場の市場手数料等販売のために要した経費とし、その他の場合には、販売金額の5%以内とする。

8. その他の経費 当該事業の実施のために要した上記以外の経費で、水産庁長官が特に認めたもの

9. 消費税 2から8までの経費に要した消費税額

10. 事業管理費 事業を運営するために必要な事業管理費で、事業費全体の2%以内。
また、新たにがんばる漁業専任の経理担当者を配置する場合には、その者の人件費相当額を加算できる。

11. 消費税 10の経費に要した消費税額

1. 契約漁業者へ支払う**操業費用等経費の算定基準**について

①減価償却費

減価償却費＝当該船舶の帳簿価額×償却率

※耐用年数が満了した場合においては、減価償却費の算定は行いません。

※耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）別表第1及び2のとおりとします。

※償却方法：定率法（省令第5条）とします。

※償却率：省令別表第10のとおりとします。ただし、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に船舶を取得し、又は交付等要綱第4の1の（2）のウに基づく復興計画の認定を受けた場合は、省令別表第9のとおりとします。

②（漁船建造借入金に係る）金利

「金利＝当該船舶の帳簿価額×長期プライムレート」で得られる額とします。

③（漁船及び漁業施設等の）損害保険料

当該船舶が加入している船舶保険（普通損害保険、漁船船主責任保険及び特殊保険）及び漁業施設共済の実績額とします。

④公租公課（漁業生産活動に必要な施設等にかかる固定資産税）

当該船舶に対して課される固定資産税の額で、

「公租公課＝当該船舶の帳簿価額×1/2×1.4/100」で得られる額とします。

⑤人件費

給与費、航海日当、食料費、船員保険料及び福利厚生費の額の合計額とし、当該船舶に乗船予定の船員ごとの前年等の実績額にベースアップ率を乗じて得た額を基準とします。

※ 近隣県の10%以上の収益性の向上を目指す漁業者に係る操業費用等補助金の算定においては、実施要領【別添2-1】の1 操業費用等経費の①②のただし書きによる計算となります。

⑥修繕費

次の算出式を用いるものとします。

「修繕費＝（建造価格又は購入価格に改造費を加えた額）×修繕費率」

ただし、10%以上の収益性の向上を目指す要領第3の1の（3）に該当する対象者については、当該船舶の認定復興計画に基づく修繕費の範囲内の額とします。

（修繕費率表）

経過年数	修繕費率	経過年数	修繕費率	経過年数	修繕費率
0.5年	0.0200	6年	0.0855	12年	0.1521
1	0.0300	7	0.0966	13	0.1632
2	0.0411	8	0.1077	14	0.1743
3	0.0522	9	0.1188	15～	0.1854
4	0.0633	10	0.1299		
5	0.0744	11	0.1410		

⑦消耗品費

原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の使用見込（期間）を乗じて得た額とします。

⑧主燃油持込金利

「主燃油持込金利＝最大積載量×0.8×単価×短期プライムレート」で得られる額とします。

単価：A重油（バージ渡し）京浜地区の直近の金額（デジタル物価版）を適用。

短期プライムレート：直近の短期プライムレートを適用。

⑨漁具等償却費

漁具・漁網及び搭載機器等の償却費（漁具、機器ごとに設定）の合計額とします。

⑩補助油費

原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の使用見込（期間）を乗じて得た額とします。

⑪通信費

原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の使用見込（期間）を乗じて得た額とします。

⑫漁船使用料

上記①から④に基づき算定した額又は使用料（実績額）のうち額が低いものとします。

なお、漁船使用料を計上した場合は、上記①から④の金額は計上しないものとします。

ただし、上記①から④のうち使用料（実績額）算定の対象となっていないものは計上できません。

⑬一般管理費

上記①から⑫までの金額の合計額に8%を乗じて得た額とします。

⑭消費税

上記①から⑬までの金額の合計額に消費税率（10%）を乗じて得た額とします。

7. よくある質問と回答

Q1 過去に「がんばる漁業復興支援事業」を活用したことがあるが、その場合には2回目以降の事業の活用はできないのか。

A1 単純に同じ事業を継続するだけでは活用できません。新たな取組みを取り入れて計画を策定し、実施することで収益性を高め経営内容の強化等を図る場合には事業を活用できる可能性があります。取組みの規模や内容によってはその効果が見込まれないと判断される場合もありますので、計画の内容については十分な検討が必要です。

以下にいくつか例を示しますが、これらの取組みに限るものではありませんのでご注意ください。

【新たな取組みの例】

- 先進技術を取り入れ、新たな漁船・機器等を活用して省人・省力化を図る取組み
- 新たな漁法の導入により、新たな魚種を狙い漁獲の向上を図る取組み
- 新たな機器を導入し、労働力の軽減、海洋環境の変化に強い操業を行う取組み
- 新たな流通・販路開拓等を行い、経営の安定化を図る取組み
- 雇用増大や漁獲物の地域での消費拡大等、地域と一体となった取組み

Q2 これまで親と一緒に漁業を行っていたが、新たに独立して漁業を始めたい。支援を受けることは可能か。(従業員として漁業に携わっていたが、新たに独立を考えている場合も同じ。)

A2 漁家子弟(従業員)が独立する場合は支援の対象となります。支援にあたっては、【補助金方式】と【赤字補てん方式】の2通りある支援方法から選択することができます。どちらを活用するかご自身の状況を踏まえて検討してください。なお、従業員の独立にあたっては、漁業に従事していたという証明書類(雇用関係がわかる書類)が必要です。

Q3 がんばる漁業を行うために対象地域に新たに事務所を構える予定としているが、事業対象となるか。

A3 がんばる漁業のために対象地域に新たに事務所や住所を移転しても、事業の対象にはなりません。

Q4 漁獲物は、漁協等・漁業者のどちらに帰属するのですか？ また、燃油費やえさ代等の経費はどうなりますか？

A4 漁獲物は漁業者に帰属し、燃油費やえさ代等も漁業者の経費となります。赤字補てん方式を選択した場合は、漁獲物及び経費の帰属は漁協等となります。

Q5 漁獲共済や積立ぷらすに加入はできますか？

A5 過去は加入できない仕組みでしたが、現在の【補助金方式】では加入することは可能です。がんばる漁業においては、施設共済掛金は損害保険料として操業費用等補助金の対象となります。

なお、【赤字補てん方式】を選択した場合、別途お問い合わせください。

Q6 漁業経営セーフティーネット構築事業に加入はできますか？

A6 こちらも、過去は加入できない仕組みでしたが、現在の【補助金方式】では、燃油費が漁業者に帰属するので加入できます。

なお、【赤字補てん方式】を選択した場合、別途お問い合わせください。

※ 事業の活用を検討される中で、ご不明な点等がありましたら、次ページの問い合わせ先までご連絡をお願いします。

お問い合わせ先

本事業は、「特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構」（水漁機構）が運営します。

特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構

所在地：〒101-0047

東京都千代田区内神田2丁目2番1号

鎌倉河岸ビル5階

電話：03-6866-7111

FAX：03-6866-7114

各種申請手続きは、水漁機構まで

水産庁 増殖推進部 研究指導課 漁船漁業対策室

所在地：〒100-8907

東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

電話：03-6744-0210（直通）

FAX：03-3591-5314